

関島社会保険労務士事務所便り

2023年
7・8月号

関島社会保険労務士事務所
 (ひがし東京中小企業者組合)
 社会保険労務士・行政書士
 関島 康郎
 〒125 - 0041
 東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12
 電話：03 - 3609 - 7668
 HP：http://www.srseki.info



健康保険証廃止反対が72%

来年10月に廃止することになっている健康保険証について、報道各社が世論調査結果を明らかにしています。世論調査はいずれも6月17、18日に実施されたもの。共同通信社の調査では予定通り保険証を廃止すべきだと答えた人が24.5%だったのに対し、「延期・撤回」を求めた人は72.1%に上りました。「朝日」は賛成38%、反対56%。「毎日」は賛成31%、反対57%。国民が保険証廃止に明確な「ノー」を示した形です。

マイナカードでトラブル続出

一方、政府が強引に押し進めてきたマイナンバーカードについてはトラブルが続いています。患者が病院窓口で手続きしてみたら、別人の名前や薬のデータが出てきた

ということがこの制度を導入した2021年秋以降7300件にのぼっています。この種の実績が準備段階で3万件以上あったため、本格運用を半年先送りした経緯がありながら、同じことが繰り返されています。

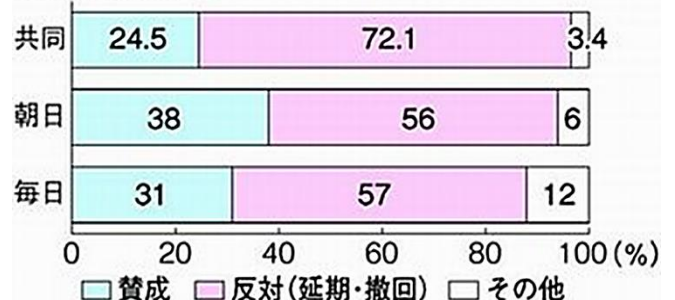
全国保険医団体連合会によると、マイナ保険証のシステムの運用を開始した病院の6割で何らかのトラブルが起きているといわれています。

保険証の廃止は、持つか持たないか任意であるマイナンバーカードを強制的に持たせるための策でしたが、カードそのものへの不信感を一気に高めたと言えます。医師といえども見られたくない自分の過去を見られることに嫌悪感を感ずる人は少なくありません。

各紙の世論調査結果(17、18日実施)



健康保険証廃止



令和5年度の年金改定内容

年金額は、平成16年(2004年)改正での額を基準にして、その後の賃金変動率、物価変動率、マクロ経済スライド率を基準によって改定されます。令和5年度の指標となる賃金変動率は1.028、物価変動率は1.025です。

賃金変動率が物価変動率より高い場合は、67歳到達年度までの受給権者(新規裁定者＝昭和31年4月2日以降生まれの方)は、賃金変動率で、68歳到達年度以後の受給権者(既裁定者＝昭和31年4月1日以前生まれの方)は、物価変動率を基準に改定されます。

年金額が増額改定の場合は、「マクロ経済スライド」で年金額が調整されます。マクロ経済スライドとは、現役の被保険者の減少や、平均寿命の延び、さらには経済状況を考慮して年金給付金額を調整する制度のことで、今年の調整率はマイナス0.6%です。

新規裁定者は、賃金変動率+2.8%、調整率-0.6%ですから改定率は前年額の+2.2%です。既裁定者は、物価変動率が+2.5%、調整率-0.6%で、改定率は前年額の+1.9%になります。

令和5年度の年金額				
年金の種類	平成16年	令和4年度	令和5年度額	
	基準額	年金額 0.996	新規裁定者 (s31.4.2以降生まれ) 1.018	既裁定者 (s31.4.1以前生まれ) 1.015
老齢基礎年金(満額受給者)	780,900	777,800	795,000	792,600
配偶者加給(S18.4.2以降生)	390,500	388,900	397,500	397,500
加給年金第1子・第2子	224,700	223,800	228,700	228,700
加給年金(第3子以降)	74,900	74,600	76,200	76,200
障害基礎年金 2級	780,900	777,800	795,000	792,600
障害基礎年金 1級	976,100	972,250	993,750	990,750
遺族基礎年金 子1人	1,005,600	1,001,600	1,023,700	1,021,300
中高齢寡婦加算	585,700	583,400	596,300	
※配偶者加給・加給年金は、新規裁定者・既裁定者とも同額です。				
※令和5年度額で新規裁定者は前年度比2.2%増、既裁定者は1.9%増です。				

令和5年度 標準的なサラリーマン世帯(夫婦2人)の年金額		
	年金額	月額
老齢基礎年金 (夫婦二人分)	(795,000円×2) 1,590,000円	(66,250円×2) 132,500円
夫の厚生年金 (報酬比例部分)	1,103,786円	91,982円
合計	2,693,786円	224,482円

賃金や労働時間の端数処理の原則

質問 当社では、数分ですがいつも遅刻する者がいます。この場合、遅刻による賃金削減時間を15分単位とし、1分遅刻した場合でも15分として賃金控除することになっています。問題はないでしょうか？

時間計算で15分単位とすることは問題ありませんが、1分の遅刻を15分の遅刻として控除することは、労働基準法第24条の賃金全額払いの原則に反します。時間計算や賃金計算での端数処理で気を付けることは、

- ① 端数についてきりのいい単位で処理する場合、それが合理的である場合は認められます。
- ② 労働者にとって不利益になる端数処理は法違反になります。

端数処理に関する通達

区分	端数処理の内容	適・不適
時間の端数	5分の遅刻を30分の遅刻として処理すること	×
割増賃金における端数処理	1か月における時間外労働、休日労働、深夜労働の各々の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合、30分未満の端数を切捨て、それ以上を1時間に切り上げること	○
	1時間当たりの賃金額及び割増賃金額に円未満の端数が生じた場合、50銭未満は切捨て、それ以上を1円に切り上げること	○
	1か月における時間外労働、休日労働、深夜労働の各々の割増賃金の総額に1円未満の端数が生じた場合、50銭未満は切捨て、それ以上は1円に切り上げること	○
1か月の賃金支払額における端数処理	1か月の賃金額（賃金を控除して支払う場合には控除した残額）に100円未満の端数が生じた場合、50円未満の端数を切捨て、それ以上を100円に切り上げて支払うこと	○
	1か月の賃金額に1000円未満の端数が生じた場合、1000円未満の端数を翌月の賃金支払日に繰り越して支払うこと	○

●**年収106万円の壁解消に1人50万円助成**
パートなどの働き控えにつながっているとされる「年収106万円の壁」について、政府はキャリアアップ助成金を拡充して1人最大50万円を助成し、社会保険料に充当できるようにする。3年程度の時限措置とし、早ければ23年度中に開始する。扶養対象から外れる「年収130万円の壁」対策の暫定的な措置も検討する。(6/29)

●**介護休業・介護休暇 社員へ周知を義務に**
厚生労働省の労働政策審議会は、介護休業や介護休暇制度について対象者に知らせることを企業に義務付ける調整に入った。介護しながら在宅勤務できる仕組みの導入も求める。労使協定により勤続6カ月未満の労働者を介護休暇の適用除外とする仕組みの廃止も目指す。2024年の通常国会への育児・介護休業法の改正案提出を目指す。(6/26)

●**再雇用者の賃金めぐる違法判断見直しへ**
定年退職後の再雇用で基本給などの賃金が大幅に減額されたのは不当だとして、名古屋自動車学校に勤めていた男性2人が同社に定年前との差額分の支払いを求めた訴訟の上告審弁論が22日、最高裁第1小法廷で開かれ、結審した。判決は7月20日。正社員と再雇用者の基本給の格差について、初判断が示される見通し。(6/23)

●**「カスハラ」労災認定基準に追加**
厚生労働省の検討会は、うつ病など精神障害の労災認定基準に関する報告書をまとめた。カスタマーハラスメント（カスハラ）による被害を新たな類型として認定基準に加えるよう提言。また、パワハラ事例の中に「性

的指向・性自認に関する精神的攻撃」を受けた場合を加えるべきだとした。厚労省は、今秋にも基準を改正する方針。(6/21)

●**外国人介護福祉士 3年で5倍超に**
出入国在留管理庁などの調査で、介護福祉士の資格を取得して働く外国人が2022年度で約6,900人と、19年度の約1,300人から5倍超となっていたことがわかった。厚生労働省は介護人材確保に対応するため、今年度中に外国人介護福祉士受入れの課題などに関する実態調査を実施する方針。(6/8)

●**正職員の手当削減を「合法」と判断**
正職員の待遇を引き下げて非正規職員との格差を解消する手法について、就業規則変更の合理性を認める判決が、5月24日、山口地裁であった。正職員だけに支給していた手当を全職員対象の手当に改めたことについて、パート・有期法の趣旨に添うとし、経営が右肩下がりや人件費抑制を意識しながら手当の組替えを検討する必要があったと、正職員の手当削減を肯定。職員全体の不利益は小さいとして、原告の請求を退けた。(6/5)

●**マイナンバー法等改正案 成立**
2024年秋に現行の健康保険証を原則廃止し、マイナンバーカードに一体化させることなどを盛り込んだマイナンバー法など関連法改正案が、2日の参議院本会議で可決・成立した。その他改正案には、年金受給者の預貯金口座とマイナンバーを紐付ける新制度や、マイナンバーを行政利用できる範囲の拡大等が盛り込まれている。(6/2)

